

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）」に対する意見募集の結果について

令和 6 年 6 月 1 2 日
内閣府孤独・孤立対策推進室

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）」について、下記のとおり意見募集を実施しました。

お寄せいただいた御意見及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」については、令和 6 年 6 月 11 日に開催された孤独・孤立対策推進本部において決定しています。

多くの御意見をお寄せいただいたことに御礼を申し上げます。

1. 意見募集の概要

意見募集期間：令和 6 年 5 月 28 日（火）から 6 月 3 日（月）まで

意見提出方法：インターネット上の意見提出フォーム、電子メール、FAX、郵送

2. 御意見及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

※ 意見数は 97 件（なお、いただいた御意見等のうち、同様の趣旨の御意見等は適宜集約し、パブリックコメントの対象となる事項についてのみの考え方を示しております。）

「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（案）」に関する御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
p1 カッコ付きの「つながり」とは具体的に何を指すのか、脚注を追記してはどうか。	御指摘の箇所については、「つながり」がキーワードであることを強調する趣旨で、鍵括弧を付しています。
p1 「コロナ禍による人と人との接触機会の減少が長期化し」とあるが、人と人との接触機会が減少したのはコロナウイルスが原因ではなく政府の行ったコロナウイルス対策が原因であるため、この部分は「コロナ対策による人と人との接触機会の減少が長期化し」と書き換えるべきである。	新型コロナウイルスの感染拡大が「人と人との接触機会の減少」の長期化の原因と考えられることから、「コロナ禍による」と表記しています。
p3 「関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、幅広く具体的な取組を総合的に実施していくことが何よりも重要であり」という記述は、手段が目的化していることを示すもので、削除すべき。	御指摘の文章は、孤独・孤立対策を推進するための体制についての文章です。「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」を目指して孤独・孤立対策を行うに当たっては、関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、幅広く具体的な取組を総合的に実施していくことが重要と考えています。
p4 「孤独・孤立対策を推進するにあたっては、重点計画の基本理念及び基本方針に基づき、関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、」とあるが、「NPO等」に注を付し、連携する関係者を具体的に例示することが必要と考える。例えば、社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員・児童委員、老人クラブは、見守りや交流の場づくり、孤立状態にあってSOSを発しにくい人のニーズ把握等、地域に密着した取り組みを行っていることから、NPOと併せて例示していただきたい。	重点計画では、別紙1の「孤独・孤立対策の取組（イメージ）③官民連携の基盤整備」において、連携する主体の例示を記載しており、社会福祉協議会や民生委員・児童委員を含む関係者が参画した孤独・孤立対策に当たっての官民連携の基盤整備のイメージを示しています。御意見のとおり、孤独・孤立対策の推進にあたっては、官民の幅広い関係者の連携が重要です。様々な関係者が対等に相互につながる「水平型連携」の下、孤独・孤立対策を講じてまいります。

p4 (3) 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進において、各種施策の狙いをナラティブとして定性的に示すのみならず、可能な限りエビデンスによって具体的・定量的・客観的にその予測効果を可視化して評価指標を策定するように努めると記載されてはいかがか。EBPM の視点から有益な研究を特に蓄積するよう努めると記載されてはいかがか。予防の観点からの施策についてもその効果を可視化して把握するよう努めることを記載してはいかがか。因果関係と相関の混同を防ぐためにも、エビデンスの活用は実施評価だけではなく計画時点から入れるべきである。	「Ⅲ. 具体的施策」に記載された施策の中には、定量的な目標設定を行っているものもあります。 御意見の内容は、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証に当たっての参考にさせていただきます。
p6 「人々が自宅で家族とともに過ごす時間が増加したことは、家族の親密化をもたらす一方で、元々折り合いの良くなかった家族にとっては家族関係の悪化が生じ、閉塞感を感じる人が少なからず存在したことが見込まれる。」としながら、家族の親密化に関するデータは示さず、閉塞感についてのみ不登校自殺者数や配偶者暴力相談件数、児童虐待相談対応件数、不登校児童生徒数を挙げる議論の展開は客観性を欠くだけでなく、「家族」に対する敵意を感じる。 「関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、幅広く具体的な取組を総合的に実施していくことが何よりも重要」といった偏見をあらため、国民負担の軽減を通じた家族の形成支援により、孤独・孤立対策を一刻も早く廃止できるようにするための方策を検討いただきたい。	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。
p7 OTC医薬品の濫用の問題が取り上げられているが、これはOTC医薬品の流通の問題として捉えられるべきであり孤独・孤立問題として解決を目指すのは無理があると考えられる。	重点計画では、「Ⅲ. 具体的施策」に、OTC医薬品の乱用の背景の一つと考えられる孤独・孤立を抱える方の支援にもつながるという認識の下、家族等による乱用者への支援方策等の周知や、OTC医薬品の乱用防止に係る啓発活動を行う、

	「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC乱用防止対策事業」を記載しています。
令和5年4月21日衆議院内閣委員会で内閣官房孤独・孤立対策担当室長が「孤独・孤立対策は、全ての国民が対象になるとともに、在留外国人も対象としております」と答弁しているが、これは「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」という日本国憲法前文に反するのではないか。本計画案p8の当事者の説明から、外国人を削除すべき。	「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」を目指す観点から、孤独・孤立対策は全ての国民が対象となるとともに、在留外国人も対象としております。
「孤独・孤立は何人にも生じることから、孤独・孤立対策は全ての国民が対象となる」は、拡大解釈を招いて投入される血税が青天井になるのではないかと懸念している。 まだ起きていない問題に行政が介入していくのは個人の人生の尊重という意味から抑制的であるべきと考える。 また、孤独・孤立対策の定義が曖昧なまま支援を拡大していけば際限なく事業が拡大してしまい、予算規模も必要人員も膨れ上がってしまう可能性が高い。 孤独・孤立対策により孤独・孤立を解消することはできるのか。	孤独・孤立対策は、悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要であり、全ての国民が対象となるものです。重点計画においては、孤独・孤立対策推進法の施行を機に「特に重点を置いて取り組むべき事項」として、「孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化」を掲げています。また、孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題です。重点計画に基づき孤独・孤立対策を進め、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指します。
p9 (1)孤独・孤立双方への社会全体での対応において、「孤独・孤立の状態」として「心身に有害な影響を受けている状態」と定義されているが、「心身に有害な影響を受けていない状態」の方は本取組の対象外であると判断してよいのか。	孤独・孤立対策は、悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要であり、「心身に有害な影響を受けている状態」の方に限らず、全ての国民が対象となるものです。

脚注 18 において、「望まない孤独」か否かの判断において、「慎重さが求められる」とは、具体的にどのようにして判断すべきと考えているのか、政府の考えを示してはいかがか。また、国民の「他人や制度に頼りたくない」という積極的な選択も排除しない記述にすべきではないか。	「望まない孤独」か否かを判断するに当たっては個別の状況に応じた対応及び判断が必要と考えています。孤独・孤立対策重点計画の基本理念（２）にあるとおり、孤独・孤立対策においては、まずは当事者等の目線や立場に立って、孤独・孤立を生む要素が複合的に絡み合った困難な課題を含め、当事者一人一人のライフステージや属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で、施策を推進することが必要であると考えています。
p10「人と人との「つながり」の重要性を再認識させる契機となった」自然災害として、特定非常災害の指定を受けたいくつかの災害が記載されている。本文の趣旨は、あくまで自然災害が再認識の契機となっていることであることを踏まえると、記載の災害以外の自然災害もこの間複数発生している中で、「～をはじめ」という書きぶりは違和感があるので、他の表現に改めるべきではないか。	御指摘の「をはじめ」については、災害の例示の趣旨で記載しています。
国としてのお見合い結婚の推進や生活保護受給者の寮住まいの義務付けなど、強制的に人と関わり合いを持つような仕組みが必要となるかもしれないのでは。	孤独・孤立対策の基本理念（３）は「社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進」であり、「日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、全ての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す。」（重点計画 p11）こととしております。
自助を否定しているように思える言い回しが多い。自助ができやすい社会にするという方向の方が受け入れやすい。 自助努力で解決できる人はそうしてもらおうほうが本人にも支援者のリソースとしても良いはずである。行政が孤独・孤立と認定した人	孤独・孤立対策は、「日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、全ての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」

に強制的に介入していくというのは人権侵害に当たる可能性もあるため慎重な対応が必要と考える。	をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す。」（重点計画 p11）こととしております。
p12 （１）孤独・孤立の実態把握について、蓄積する「学術研究」についても、EBPM の視点から有益な研究を特に蓄積するよう努めると記載してはいかがか。	重点計画に定める施策については、エビデンスに基づく評価・検証を通じて取組を推進することとしており、御指摘の「学術研究」には、こうしたエビデンスとして有益であるものも含むと考えています。
p13 （３）声を上げやすい・声をかけやすい環境整備 『「伴走型」の支援を推進する』あるが、支援をどのように打ち切るかの検討をすること、あるいは既に検討されていればそのやり方について、記載されてはいかがか。 伴走型支援とは「つながり続けることを目指すアプローチ」であり、その理念としては「人生という時間軸」を持つ」とされているように支援対象者の生きる限り支援し続けることが基本となるが（参考文献より）、一方でリソースの限界であったりあるいは政策の変更によって支援事業を全面的・部分的に止めることは当然に想定されていると考える。『「伴走型」の支援』という文言からは支援のやめ方、やめ時を想定することは難しく、本計画に記載して関係者に共有されてはいかがか。	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。
子どもの頃からの教育に孤独・孤立の「予防」のための施策を取り入れるべきであると考え。若者らの「コミュニケーション能力の低下」を防止するための取り組みである。小学校からの「演劇教育」を取り入れていくことである。ぜひ、文部科学省など関連機関と連携しての取り組みを進めていただきたい。	重点計画では、「声を上げやすい・声をかけやすい環境整備」に向けた取組として、「孤独・孤立は身近な問題であることや問題が生じたときは相談すればよいことを幼少期あるいは若い年代から学校・地域・職場において教育することを通じた相談しやすい文化の醸成」（p13）を推進することとしております。

	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。
p13 アウトリーチ型支援を推進するとのことだけで、具体的な方向性に触れられていない。何をどのように推進するのか記載すべき。	重点計画では、「Ⅲ. 具体的施策」に、様々なアウトリーチ型支援を含む関係府省庁の幅広い施策を記載しております。
p15「コミュニティ（職場・世帯）間移動の支援（転職支援、職業訓練、DV 被害者支援、若年女性支援等）等」とあるが若年女性支援はコミュニティ間移動の支援とは無関係と思われるので削除すべきである。	若年女性支援等もコミュニティ（職場・世帯）間移動の支援と関連するものと有識者より御指摘いただいたことも踏まえ、記載しております。
p15「孤独・孤立対策においては、こうした各種のつながりの場づくりそのものや居場所と行政の相談窓口とをつなげる取組を施策として評価するとともに、その効果的な運用を推進するものとし、これらに必要な方策を検討する。」とあるが、居場所や窓口といったものを評価するのでは、実際の支援よりもハコモノづくりに重点が置かれてしまいリソースが空費される恐れがある。支援の内容を評価すべきと考える。	御意見の内容は、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証に当たっての参考にさせていただきます。
重点計画において、「当事者等への支援を行う者を支援する」ことも明記することを希望する。	重点計画では、孤独・孤立対策推進法の施行を機に「特に重点を置いて取り組むべき事項」として、「地方公共団体及びNPO等への支援」を掲げるとともに、基本方針（４）「①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援」にあるとおり、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動（人材育成を含む。）に対して安定的・継続的にきめ細かな支援を行うこととしています。
相談業務を担っているNPOや非営利団体に、団体の運営と、相談事業がきちんと成り立つように、補助金を出すなどして援助いただきたい。	重点計画の基本方針（４）「①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援」にあるとおり、孤独・孤立

	対策に取り組むNPO等の活動（人材育成を含む。）に対して安定的・継続的にきめ細かな支援を行うこととしています。 御意見の内容は、孤独・孤立対策におけるNPO等への支援に関する検討の際の参考にさせていただきます。
p16において、NPO等の団体との連携にあたり、費用や活動成果の按分が適正になされるよう、行政側でしっかりと指導し把握するように記載して求めているかがか。また、NPO等の団体との連携にあたり、団体からの意見をヒアリングする際、行政には利益相反や利益誘導にならぬよう細心の注意を払うこと、また、そのやり取りを公開するよう記載して求めているかがか。	御意見の内容は、孤独・孤立対策におけるNPO等への支援に関する検討の際の参考にさせていただきます。
人材育成や啓発事業の際に助成金の不正受給等が起こることも想定される。そうした不正が起こらないように、起こった場合にはどのような対応を講じるのか等も計画案に盛り込んだり、本部においてご検討いただきたい	御意見の内容は、孤独・孤立対策におけるNPO等の支援の在り方の検討の際の参考にさせていただきます。
NPO法人への補助が根幹になっているが、資金に対する透明性を求める。昨今のNPOを取り巻く情勢（公金である補助金の不正使用並びに不正及び不透明な経理）を鑑み、補助金の支給やその用途については、支給要件を厳密に定めるとともに用途についてもNPOに詳細に報告させるべきである。 NPOへの支援の終了や減縮も選択肢に入れるべきではないか。 NPOに税金からの支出を行うことは行政とNPO法人の癒着を促す可能性があり、慎むべきと考える。 NPO法人に任せるのではなく公的機関の職員数を増やし対応すべきである。	孤独・孤立対策の推進に当たって、孤独・孤立の問題を抱える当事者等への支援を行うNPO等は重要かつ必要不可欠であると認識しています。 御意見の内容は、孤独・孤立対策におけるNPO等への支援に関する検討の際の参考にさせていただきます。

孤独・孤立対策の基本方針「(4) NPO等の活動をきめ細かく支援」についても、きめ細かく支援すべき対象は国民である。 NPOに対する支援は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と定める憲法第 89 条に反するものであり、基本方針を見直す必要がある。	孤独・孤立対策の推進に当たって、孤独・孤立の問題を抱える当事者等への支援を行うNPO等は重要かつ必要不可欠であると認識しています。なお、国の予算を支出する場合については、会計法規に則り、必要に応じ個別に監督等を行い適切に対応してまいります。
p16に「また、NPO等が当事者等への支援を進めるに当たって必要な場合には、その意向にも配慮しつつ、個人情報の取扱い（NPO等の支援先となる者の個人情報をその同意の下で行政とNPO等が共有すること等）に関する先行事例等の情報について、NPO等や地方公共団体への提供・共有を行う。」とあるが、NPOが当事者に支援と引き換えに個人情報の開示を迫る恐れがある。「個人情報の共有の有無によって支援内容を差別しない」という文言を追加すべきである。	重点計画の基本方針(4)②NPO等との対話の推進にあるとおり、NPO等が当事者等への支援を進めるに当たって必要な場合には、その意向にも配慮しつつ、個人情報の取扱い（NPO等の支援先となる者の個人情報をその同意の下で行政とNPO等が共有すること等）に関する先行事例等の情報について、NPO等や地方公共団体への提供・共有を行うこととしております。御指摘の内容は、先行事例等の情報も踏まえて必要な対応を検討する際の参考とさせていただきます。
自治体と民間が連携し、地域に根差した活動している企業と連携を取り、どこの誰が、アラートを出しているかを把握することが大事だと思う。 また市民活動として地域のコミュニティの活性化、イベントや地域住民と繋がる機会をより多くとり、様々な方向性で地域に繋がりをつけて、孤独感を払拭することが大切だと思います。	孤独・孤立対策の基本方針(4)においても「官・民・NPO等の連携を強化する」ととし、「官・民の連携基盤の形成に当たっては、官・民それぞれの取組の裾野を広げるとともに、連携に参画する民の主体の多元化を図ることが重要であることに留意する。また、民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画することを推進する」(重点計画 p17) こととしております。 御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。

孤独、孤立を予防するには、社会福祉法人を活用いただくことが、最も有効かつ即効性のある取組である。対象となる方ご自身が右往左往する心配もなく、専門的知識を備えた社会福祉士やケアマネジャーが常時ご相談に応じることが可能である。また、ご本人様が自覚されていないケースも想定されるため、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の職員が客観的な視点で適切なサービスの提供におつなぎする役割を担うことも可能である。	社会福祉法人も、地域において孤独・孤立対策を担い、他の関係者と連携・協力する主体として、重点計画 p16 の脚注 26 に明記しています。
推進法第 11 条及び第 15 条の推進に当たっては、多様な主体によって持たれるのであり推進の責任者を明確にした任命制度で対応すべきである。また単なるまとめ役ではなく最終目的である現場にたどりつくまでの責任者とすべきである。議論に終わらず孤独・孤立対策として実行するまでの責任者とすべきである。	孤独・孤立対策推進法第 11 条及び第 15 条は、地方公共団体における努力義務を定めたものです。これらの条に基づき設置される地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム及び孤独・孤立対策地域協議会については、各地域の実情に応じて構築されるべきものと考えています。
p17において、プラットフォームに参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」を目指すものとするところがあるが、外部に暴走等があった・ありそうなときにストップをかけられる組織形態にすべきである。	地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについては、各地域の実情に応じて構築されるべきものと考えていますが、孤独・孤立対策推進法第 11 条の趣旨に照らし、プラットフォームが孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図るという目的に沿って適切に運用されるよう配慮することも各自治体には求められると考えております。
孤独孤立の問題は、その要因が多岐にわたっており、当事者の属性や環境は多様である。 私たち自治体職員は地域の N P O 団体と連携し、どのようにアプローチを行うのが効果的であるか、様々な手法を試みながら、まずは「顔の見える関係づくり」を試みているが、なかなか介入が困難なケースも少なくない。地域住民や各種支援団体等の理解を得ながら、地域の実情に即した柔軟な取り組みが必要であるが、地域住民への理	重点計画では、孤独・孤立対策推進法の施行を機に「特に重点を置いて取り組むべき事項」として、「地方公共団体及び N P O 等への支援」を掲げています。 御意見の内容は、孤独・孤立対策における地方公共団体への支援に当たっての参考にさせていただきます。

解や各種支援団体等の参画を求めるなどの説明と依頼や調整には難を感じている実状がある。	
p17 (4) 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備に関して、施策・先行事例の共有について、好事例だけでなく、残念ながら上手くいかなかった事例についても典型的な事例を中心に積極的に共有するようにしてはいかがか。	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する事例収集・情報提供の際の参考にさせていただきます。
p19 (2) 地域における推進体制等に関して、地方公共団体に対し、毎年の事業評価を確実に行うこと、また、事業評価結果や各種会議の内容（議事録、資料、参加者一覧等）を前広に公開することを本計画に記載して求めているかがか。	御意見の内容は、地方公共団体における孤独・孤立対策の推進の在り方の検討の際の参考にさせていただきます。
p20 (3) 重点計画の見直しに関して、各施策については、「実施状況」のエビデンスに基づく評価・検証に加え、そもそもその実施が必要であるのかどうか施策そのものの要否についても予断を持たずに再考するように努めるよう記載してはいかがか。 仮に「実施状況」としては精力的な活動をしているものであっても、その成果が「孤独・孤立」の改善・予防につながらない施策であれば、それは中断されるべきである。 また、「Ⅲ. 具体的施策」については、「孤独・孤立」の解消および予防に資するかどうか、EBPM の視点から客観的に判断して施策に入れて頂きたい。	重点計画 p4にあるとおり、各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を通じて、取組の推進を図るとともに、各施策の評価・検証のためのエビデンスの収集、評価・検証の指標についての検討も続けることとしております。
計画に基づいた制度や施策をロジックモデルに反映させ、実施上のアウトカム評価に生活支援記録法 F-SOAIP 記録を活用することで孤立する状態と支援者の介入状況における評価を行い、PDCA サイクルにて効果的な支援を実施する。	重点計画では、孤独・孤立対策推進法の施行を機に「特に重点を置いて取り組むべき事項」として、「重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進」を掲げています。

地域差、環境、年代、社会資源に応じた支援側からの F-SOAIP 記録を活用評価による AI データ分析で横断的な課題や支援対策につながる。 F(課題)：孤独・孤立対策に関する施策の推進 S(主観的情報・当事者の声)：当事者の希望、言動 O(客観的情報)：孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第8条第1項に基づき、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 I(支援：介入)：政策課題の実施には、当事者の希望に対し課題解決目的にて多職種協働で情報共有しながら支援を行うため、日々必要となる記録を科学的ケア記録である F-SOAIP 記録を活用することで、各立場の言動や判断が客観視され効果的であることを提言する。 A(アセスメント・解釈)：計画実施に伴う、支援環境に応じた実践課題をロジックモデルや F-SOAIP 記録を活用することで、当事者の希望実現や孤独解消への支援状況の評価や改善につながる。 P(計画)： (1) 計画内容をロジックモデルシートに情報整理 (2) 日々の記録やインシデント等解決課題のある叙述的記録を改善や再発予防の重要性案件を F-SOAIP 記録に書き換え分析評価し、情報伝達する。 (3) 情報共有に F-SOAIP 記録を活用し、孤独孤立解消への支援と効果を分析する。	御意見の内容は、重点計画に定める施策の評価・検証に当たっての参考にさせていただきます。
p20 (3) 重点計画の見直しに関して、必要に応じてだけでなく、最低3年に一度など、最低頻度を明示すべきである。	重点計画全般の見直しについては、必要に応じて行うこととしておりますが、「Ⅲ. 具体的施策」については、原則として、

	毎年度、各施策の実施状況のエビデンスに基づく評価・検証を行うとともに、各省庁の取組内容に応じて追加・修正等の改正を行うこととしております。
p20 （３）重点計画の見直しに関して、計画の見直しに当たっての評価・検証では、費用対効果を考えるうえで、社会保障費の削減効果を見積もってはいかがか。	御意見の内容は、重点計画に定める施策の評価・検証に当たっての参考にさせていただきます。
p21 Ⅲ. 具体的施策に関して、計画および実行にあたり、本取組における活動と、政府・自治体の行う他の取組における活動とが明瞭に区分けして提示するように努めると記載してはいかがか。	孤独・孤立対策は、重点計画の基本理念や基本方針に基づき、各府省庁と連携しながら、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることとしていることから、分野ごとに取組を区分けすることとしておりません。
つながりサポーターは、養成のみならず、養成後の困りごとやサポートを受ける場も必要であり、重点計画内に「つながりサポーター」同士の養成後の情報交換および支援体制の構築についても明記することを希望する。	御意見の内容は、つながりサポーター養成講座の本格実施に向けた検討に当たっての参考にさせていただきます。
つながりサポーターには活動場所を想定しておくことである。孤独・孤立という課題に現場を持って当たることが大事です。	御意見の内容は、つながりサポーター養成講座の本格実施に向けた検討に当たっての参考にさせていただきます。
孤独・孤立に関して一般の方への知識の共有というのも大事で、私は一生孤独とは無縁と感じていた人がある日突然孤独になることもあり得る時代なので自身の周囲にそういう方がいないか、または自分自身が孤独にならないかという点を踏まえて数々のセミナー講演会などを行い、支援が必要だということを周知してもらうことで地域ごとのつながり、理解も増えていくのではないかと。	孤独・孤立の問題は、生活環境や雇用環境の変化などで何人にも生じ得ることを国民一人一人が理解し、気運を社会全体で醸成して高めていけるよう、毎年５月の「孤独・孤立対策強化月間」における集中的な広報及び国民の意識向上のための啓発活動などを行っています。
メタバース的な個人を特定できないような環境で人とつながる場所（居場所）的なものが必要である。	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。

孤立・孤独対策は、いじめ・パワハラ対策や自殺対策などの関連政策分野との連携が極めて重要であると感じるから、省庁の枠を超えて協力することを求める。 また、上記の問題の共通点は、精神的なつらさであるところ、こうした悩みをワンストップで解決できる相談窓口が必要であると思う。窓口の設置にあたっては、3桁電話番号やSNSの公式アカウントといった、アクセスが容易な手法を用いるべきである。	孤独・孤立対策は、重点計画の基本理念や基本方針に基づき、各府省庁と連携しながら、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることとしています。また、統一的に24時間相談を受け付ける窓口（孤独・孤立相談ダイヤル#9999）の試行結果を踏まえて、持続可能な仕組みの開発を目指してまいります。 御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。
相談窓口の充実を念頭に置いているが、当事者が声を上げやすい環境整備の一環として、インターネット上、特にX(旧Twitter)における誹謗中傷対策の強化も、相談窓口の充実と並行して行っていたきたい。	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。
支援対象者が一度どこかの相談機関でつまづくと対象者の預かり知らぬところで関係機関に情報共有されてしまい、当事者が他の機関を頼りづらくなり、他の機関も対象者を敬遠し、より孤独・孤立が深まってしまい、当事者も支援者も身動きが取れなくなってしまうという場合も多いと思う。あるいは都市部ではなく地方になるとそもそも支援機関の選択肢が限られてしまっているということもあると思う。そうした地域格差の解消のためにもメタバース空間などの整備にも取り組まれているかと思うが、支援対象者の情報共有の在り方についても各支援機関や人材育成の場において慎重に検討をお願いしたい。	御意見の内容は、孤独・孤立対策における相談支援体制や、人材育成の検討の際の参考にさせていただきます。
各種学校での授業や自治体主催セミナーなど、啓発や人材育成の場において公平公正で包括的な学び合いの場を作ること。	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。

ソーシャルワークの専門職である社会福祉士の配置促進は、孤独・孤立対策における重層的支援体制整備事業、生活保護業務、ひきこもり支援、生活困窮者自立相談支援事業、生活福祉資金の相談窓口、自殺予防対策など、福祉分野以外も含めた多岐にわたる分野につながるネットワーク構築に重要な役割を果たす。社会福祉士は包括的かつ分野横断的な視点で、多様な困難や生活課題に対応できる専門性を持ち、地域資源を開発し地域共生社会の実現に寄与する。各相談支援の現場において、社会福祉士の配置を促進し、正規雇用を含む安定した相談体制の整備を図ることで、生活困窮者やひきこもり当事者をはじめとする孤独・孤立の問題を抱える支援を必要とするすべての人々に対し、相互に支え合い、人と人との豊かな交流が生まれる地域づくりに、より寄与できると考える。施策を推進するにあたっては、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の配置についてご検討をお願いする。	重点計画の「Ⅲ. 具体的施策」において、「社会福祉士及び精神保健福祉士の養成」等の施策を記載しています。 御意見の内容は、孤独・孤立対策における政策検討の際の参考にさせていただきます。
全体として、高齢者にフォーカスした内容になっている。ヤングケアラーという言葉が出てこない。	孤独・孤立対策は、重点計画の基本理念や基本方針に基づき、関係府省庁と連携しながら、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることとしています。 重点計画の「Ⅲ. 具体的施策」において、「ヤングケアラーの支援に関する取組」なども記載しています。
「不登校児向け」の放課後等デイサービスについて、不登校児の悩みは多くニーズは多いものの、不登校児は、その日の調子で休んでしまうことも多いので、安定した売り上げを維持することが難しく、現状は、赤字の状態が続いている。不登校児ならではの問題に関しても相談できる場所が少なく、当事業所での支援に限界を感じるものが	孤独・孤立対策は、重点計画の基本理念や基本方針に基づき、関係府省庁と連携しながら、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることとしています。 御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。

多い。こういった問題も孤独・孤立対策という理念で解決の方法を相談できる場所が欲しい。	
フードパントリー事業への財政的な支援の対策を明記して頂きたい。	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。
本計画案で、自立に言及されているのは「自立相談支援機関等」のみであるが、孤独・孤立対策と自立の位置づけを明確にしていきたい。	例えば、経済的な課題等を背景として孤独・孤立の問題を抱えている方に対しては、経済的自立に向けた支援を通して、孤独・孤立の問題の解消にも資することが想定されます。
支援を必要とする方と支援団体・機関へのマッチングが必要である。	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。
支援者も孤独・孤立を感じていたり、マイノリティ当事者である場合が往々にしてあるということや、ピアサポートの充実についても検討してもらいたい。 また、「マイノリティのつながらない権利」も大切にいただき、当事者が「相談したい」と思ったときに、否定されずいつでも安心して円滑につながる機関の整備をお願いしたい。	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。
社会的つながりの希薄化は、産業構造など社会環境の変化によるもので、悪化をどこまで抑えられるかという状況。掛け声だけで変えられるような状況ではなく、仕組みづくりが必要。社会人が地域と関わるためには、職場の協力が必要。地域のつながりづくりは社会的インフラであり、産業の発展にも欠かせない認識を広め、事業者が目先の利益ではなく、広い目で見ても事業者のプラスになると理解を得て、従業員の社会参加へ協力をしてもらいたい。	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。
情報処理技術と広報技術（広告心理学など）の視点から社会的分断を抑止することや人間疎外を促進してしまう危険性についても言及	御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。

すべきだと思う。いかなる属性も排斥を受けない仕組みを国として確立する必要がある。	
孤独・孤立対策は、 (1) 福祉に雇わないための対策であるべき 子ども・若者のひきこもり、高齢者の孤独死、8050・9060 問題など、従来からの対策に階を重ねるようなことがないようにあるべき。 (2) 独り一人を救い上げる地味な活動であるべき 量の成果を求めないこと、ひとりでも助かればよいと言い切ることがあなたにできるか。 (3) 楽しくない支援をも行う覚悟が求められる 怠慢、無感謝、裏切りなど、決して善良でない孤独・孤立者に対しても博愛の精神で支援し続けられるかがあなたに問われる。 (4) OECD 加盟国の中、最貧民、最多自殺者など幸福度最下位の日本国 孤独・孤立対策は、この不幸福感漂う日本を再生するシナリオであってほしい。	孤独・孤立対策は、重点計画の基本理念や基本方針に基づき、各府省庁と連携しながら、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることとしています。 御意見の内容は、孤独・孤立対策に関する政策検討の際の参考にさせていただきます。
孤独・孤立している人に、安定した職を与えてほしい。 ギャングストーキング（集団ストーカー）による孤立化の実態把握をお願いする。	孤独・孤立対策は、重点計画の基本理念や基本方針に基づき、各府省庁と連携しながら、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることとしています。
別紙2 「(1)孤独・孤立の実態把握」において、「さらに、孤独死・孤立死の実態把握に向けて引き続き検討を行う。」との記載がある。先日、衆議院決算行政監視委員会の分科会で、警察庁が初の推計を行った旨の報道が各社から出ている。このような推計含め、政府一体となって実態把握の検討が進められるように、「実態把握に向けて	「孤独死・孤立死の実態把握」については、まずは「孤独死・孤立死」の実態把握に関するワーキンググループにおいて、実態把握のために必要な用語の定義や把握方法等について令和6年度も継続して検討を行うこととしております。

関係省庁が連携しながら引き続き検討を行う。」等の記載が望ましいのではないか。	御意見の内容は、今後の孤独死・孤立死の実態把握に向けての参考にさせていただきます。
別紙2 「ぷらっとば〜す」のことが書かれているが利用時間が限られており、他者との交流もできず、孤独孤立解消にどのように役立ったのか明確でない。どれほどの予算がかけられどのような成果があったのか総括して欲しい。	メタバース空間の活用については、孤独・孤立の広報手段や、孤独・孤立に悩む方の相談の場として効果的かどうかなど、今年の孤独・孤立対策強化月間における試行結果を踏まえて、今後検討してまいります。
16 ページの7行「こども」と、別紙2の1の「子供」との違いは、何を意味するのか	御意見を踏まえ、別紙2の1（p203）の表記を「こども」としました。
全体として、抽象的な内容となっている。より具体的な計画とすべき。	重点計画では、孤独・孤立対策の基本理念や基本方針を定めるほか、「Ⅲ. 具体的施策」において、関係府省庁の個別施策を記載し、施策ごとに具体的な目標や課題等を記載しております。
パブリックコメントの期間が短いのではないか。次回以降の課題として、せめて2週間以上は意見募集の期間を設定いただくことを強く望む。	重点計画は行政手続法に基づくパブリックコメント制度の対象ではありませんが、広く一般から意見を募る観点から任意で意見募集を実施したものであり、重点計画の策定スケジュールを踏まえて意見募集期間を設定したものです。 御意見の内容は、今後の重点計画の改定の際のパブリックコメント実施に当たって参考にさせていただきます。